

指定管理申請書類

○ 福岡市立西部療育センター

「 提案に関する書類」

○

社会福祉法人

福岡市社会福祉事業団



(1) 事業実施計画**①運営の基本方針**

西部療育センターは、平成14年度開設以来、当事業団が管理運営を受託し、平成18年度には指定管理者の指定を受け、市民の福祉向上に努めてきました。以下の事業内容を提供して、引き続き施設の管理運営にあたります。

- 1 経験豊富な保育士、児童指導員に加え、医師、看護師、理学療法士(P T)、作業療法士(O T)、言語聴覚士(S T)など多種の医療福祉職を配置し、多様な利用者ニーズに応えます。それにより、(1)診療・判定、(2)相談、(3)外来療育、(4)障がい児等療育支援事業、(5)通園療育等を実施し、福岡市西部地域の障がい児の相談・療育の中核施設としての機能を発揮します。

(1) 診療・判定

障がい児の診療経験と専門性が豊かな常勤小児科医師と嘱託の小児科医師、リハビリテーション科医師、精神科医師による診察・相談を行います。

(2) 相談

発達相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の様々な職種での多角的な評価及びチームアプローチにより、保護者の育児への丁寧な支援を行います。ケースワーカーは、福祉サービスの活用などの支援を行うとともに、通園療育に関する相談に対応します。

(3) 外来療育

発達相談員(臨床心理士も含む)、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、それぞれの専門性を活かして、多様なグループ療育・個別療育を連携しながら効果的に行い、保護者への助言や学習会も行います。

(4) 障がい児等療育支援事業

- ① 発達相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、それぞれの専門性を活かして、多様なグループ療育・個別療育を連携しながら効果的に行い、保護者への助言や学習会も行います。
- ② 幼稚園、保育所、学校等を各専門職員が訪問して職員向けに支援を行ったり、療育・訓練見学会を実施することで、障がい・療育についての理解を促し連携を図ります。

(5) 通園療育

- ① 保育士・児童指導員は、事業団での多様な施設での療育経験を活かし、他職種と連携しながら質の高い通園療育を行います。
- ② 全通園児を対象に、これまで蓄積してきたノウハウや児童発達支援ガイドラインも踏まえながら、コミュニケーション指導、視覚認知指導、音楽リズム体操、水泳指導、療育環境の構造化などを行い療育内容を充実させます。
- ③ 言語聴覚士とともに行うコミュニケーション指導、理学療法士・作業療法士とともに感覚統合保育や安定した姿勢作り、などを行います。
- ④ 看護師の関わりで、医療的ケアの必要な子どもが安全に園生活がおくれるようにします。
- ⑤ アレルギーのある子どもに対しての除去食、咀嚼力・嚥下力など口腔機能に対応した食形態別の給食を提供します。また、栄養士による栄養相談も行います。
- ⑥ きょうだい児支援を目的としたきょうだい児保育参加を実施します。

2 発達障がい児への対応を充実させます。

- (1) 受診数が増加して支援が特に求められている発達障がい児に対して、作業療法士・言語聴覚士・発達相談員・保育士・相談支援専門員等がそれぞれの専門性を活かしながら連携して、集団療育や個別療育、相談を充実させます。

3 西障がい者フレンドホームとの併設のメリットを活かした事業を展開します。

- (1) フレンドホームと療育センターで協力して地域の啓発イベントを行います。
- (2) 就学した児童の余暇活動支援のための事業を協力して行います。

4 専門性を活かしながら、地域に根ざした施設として地域に貢献します。

- (1) 保健福祉センター・幼稚園・保育園・学校等、関係機関と連携して、利用者への適切で丁寧な対応を行います。
- (2) ボランティア養成講座などを実施して、地域に向けて情報発信を行います。
- (3) 幼稚園・保育園の職員を対象に、発達障がい児とその支援方法について理解を深めてもらうことを目的として公開講座を実施します。
- (4) 特別支援学校のサポーター会議委員、校区の社会福祉協議会や人権尊重推進協議会の委員等を担います。
- (5) 地域の主に3歳未満児の子育て支援を目的とした「きらきら広場」を定期的の実施し、遊びの場の提供と保育スタッフによる親子遊びや手遊びの紹介、紙芝居や絵本の読み聞かせを行います。

5 就学以降も安定した地域生活をおくるための支援を行います。

- (1) 必要に応じてケース連絡など行い、地域の学校等と連携します。
- (2) 小学1年生までの施設開放を実施するとともに、保護者へは相談支援専門員を中心に放課後等デイサービス事業や移動支援などの余暇活動の情報提供を行い支援します。
- (3) 地域の要請に応じ多職種の「障がい児地域交流支援コーディネーター」を派遣し、障がい児の地域参加を促進します。
- (4) 当事者団体との協力を積極的にすすめ、当事者の声を反映した地域生活支援を行います。

(団体名： 社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団)
 (施設名： 福岡市立西部療育センター)

(1) 事業実施計画

②事業計画 (令和2年度詳細)

1 診療・相談

- ア 発達相談員が発達相談を受け、常勤小児科医師と嘱託の小児科医師、リハビリテーション科医師、精神科医師による診療・相談を行い、保護者の安心につなげるよう支援します。
- イ 家族への支援として、保護者のストレスに対して、精神科医師を含めたきめ細かい対応を行います。また、保護者の疑問や不安の相談に多職種で対応します。
- ウ 相談支援専門員は、関係機関と連携して地域で生活する障がい児（重症心身障がい児・者を含む）やその家族の相談・支援を行います。また、児童発達支援などの障がい児通所支援の利用に際し、「障がい児支援利用計画」を作成します。
- エ ケースワーカーは、福祉サービスの活用などの支援を行いながら通園に関する相談に対応します。

	令和2年度見込み
小児科診察数	1,220人
全科診察数	1,380人
発達相談の実相談・面接人数	1,050人
延相談・面接人数	2,050人

2 外来療育 (障がい児等療育支援事業含む)

- ア 専門性を活かした多様なグループ療育・個別療育を効果的に行い、保護者への助言や学習会も行います。
- イ 発達相談員（臨床心理士を含む）は、発達に関する相談や発達評価を行い、発達障がい児・知的障がい児の療育を行います。
- ウ 理学療法士と作業療法士は、運動の遅れ・障がいのある子どもに対して訓練を行います。また、作業療法士は不器用さが顕著な発達障がい児の訓練も行います。
- エ 言語聴覚士は、構音障がいや吃音などの言語訓練、知的障がい・発達障がい・肢体不自由児のコミュニケーション支援を行います。
- オ 就学以降も一定の条件のもと、発達相談員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士による個別療育を継続します。

	令和2年度見込み
外来児数	500人
療育日数	241日
延療育人数	5,000人

3 通園療育

(1) 通園の体制

※日々定員70名

クラス		時間	定員
親子通園	肢体不自由児	毎日通園	9
		月水金通園	9
		火木通園	7
		火通園	3
		木通園	2
	知的障がい児	月木通園	10
火金通園		10	
水通園		10	
単独通園	肢体不自由児	ばんだ組	4
	知的障がい児	くま組	64
		うさぎ組	
		きりん組	
		ぞう組	
		こあら組	
		りす組	

令和2年度見込み	
肢体不自由児親子通園	
通園児数	38人
療育日数	220日
延療育人数	2,500人
知的障がい児親子通園	
通園児数	30人
療育日数	219日
延療育人数	1,200人
肢体不自由児単独通園	
通園児数	5人
療育日数	224日
延療育人数	700人
知的障がい児単独通園	
通園児数	64人
療育日数	224日
延療育人数	12,000人

(2) 療育の目標

● 当施設で大切にしている目標は次のとおりです。

- * いきいきと生活できる子ども
- * のびのびと遊べる子ども
- * きらきらと自分を表現できる子ども

ア 全園児を対象にこれまで蓄積してきたノウハウや児童発達支援ガイドラインも踏まえながら、生活面での自立に向けての指導やコミュニケーション指導、音楽リズム、体操、水泳指導、視覚認知指導、療育環境の構造化などを行い療育内容を充実させます。

イ 保育士・児童指導員が持つ事業団での多様な施設での経験を生かすとともに、多職種と連携しながら質の高い通園療育を行います。

ウ 多職種で構成されたセンターの強みを活かし、言語聴覚士と共に行うコミュニケーション保育、理学療法士・作業療法士と共に行う感覚統合保育や安定した姿勢作りなどを行います。

(3) 個別支援計画

年間の個別支援計画を生活（食事、排泄、更衣、清潔・安全）と遊び（対人・情緒・社会性、ことば・理解、手指操作、運動）の領域で作成します。

- ア 単独通園部門は、「前期、後期の個別支援目標」「1年間の個別支援まとめ」を保護者との個別面談の中で話し合います。「個別保育参観」では、保護者に療育体験を通して実際の支援の方法や目的を確認します。
- イ 親子通園部門は、入園1ヶ月後に個別面談を全員に実施して、その中で「前期、後期の個別支援目標」を話し合います。
- ウ ア、イのほか、面談は希望により随時行います。

(4) 給食

- ア アレルギー対応食の提供のほか、通園児の咀嚼の状況に合わせて、普通、粗みじん、みじん、極小みじん、ペースト、ミキサー、ミルク浸し、軟飯等の食事を提供します。
- イ 咀嚼力が未熟な子どもたちに対し、担任が理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、調理業務員と検討後、口腔機能の改善目的でスティックパン（細長く切ったパンを硬めにトーストしたもの）、角野菜（角切りやスティック状にした人参などの煮野菜）を提供します。
- ウ スプーンや皿、器は子どもたちの能力に合わせたものを検討のうえ提供します。（カットコップ、ガード皿など）
- エ 偏食のある通園児には、給食担当者とともにメニュー研究や家庭との連携を密に行います。

(5) 保護者との緊密な連携

- ア 個別面談
 - * 親子通園部門、単独通園部門ともに定期的に個別支援目標を十分に説明し、経過と成果を確認するとともに、家庭でも無理なく取り組めるようアドバイスします。
 - * 個別面談、個別相談は定期以外にも随時受け付けるようにします。
- イ 家庭訪問
 - * 家庭での子どもの状況等を把握し、家庭との連携をより効果的に行えるよう、全通園児に対し、年2回家庭訪問を実施します。

(6) 医療ケア、医療配慮が必要な通園児の受け入れ

医療ケア、医療配慮が必要な児を受け入れ、医師・看護師と保育スタッフが連携を密にして安全・安心な療育を行います。

- ア 医療ケア・医療配慮児については定期的にカンファレンスを実施し、細やかな対応に努めます。また、登園時の看護師による体調チェックのほか、通園中も体調管理を行い必要に応じて医療ケアを行います。平成30年度は医療ケア児7名医療配慮児10名を受け入れました。
- イ センター長（医師）または看護師による医療ケア・医療配慮に関する研修会を実施し専門的な療育を行います。また、医療ケア児、医療配慮児だけでなく全園児が安全に受け入れができるように健康や感染症対策について指導・相談ができる体制を整えます。

	令和2年度見込み
医師・看護師による職員研修	実施回数：5回以上

(7) 発達障がい児に対する適切な支援

発達障がい児の特性を理解し安心して園生活ができるような療育を行います。

- ア ペアレントトレーニングの講座「Pステップ」をゆうゆうセンターの協力のもと開催し、発達障がい児の保護者の育児支援の向上を図ります。

	令和2年度見込み
Pステップ実施回数	5回×2クール 20名

- イ 作業療法士、言語聴覚士、発達相談員等の多職種でのコンサルテーションを行い環境設定や児の特性を理解した療育を行います。また、保護者へのフィードバックを行い、保護者支援を充実させます。

4 チームアプローチを支える会議等

会議名	相談係（訓練・相談）		通園係	
	対象	頻度	対象	頻度
係会議	係職員	週1回	係職員	週1回
パート会議	訓練・相談毎	週1回	組リーダー	月1回
業務連絡会	センター長、次長、各係長			週1回
運営会議	センター長、次長、各係長 総括主任（管理係1名、相談係2名、通園係3名）			月1回
職員会議	全職員			月1回
サービス方針会議	センター長、相談・通園担当者			週1回
通園児カンファレンス	通園スタッフ（必要に応じてOT、PT、ST）			月1～2回
OT、STカンファレンス	通園、OT、ST			各月1回
訓練カンファレンス	センター長、OT、PT、ST			月1回

- ※ 係会議等では、施設運営に関する内容を職員会議まで段階をおって進めます。
- ※ サービス方針会議等では、新患、通園児、外来児の処遇検討や決定を行います。それぞれのケースカンファレンス（検討会）では個々の課題や目標を検討します。

5 保護者への情報提供

- ア 子どもへの理解を深め、育児に役立つ専門的知識や制度を学んでいただくために「生活習慣」や「福祉制度」などテーマを設け保護者学習会を実施します。学習会時にきょうだいの託児を行い、保護者の学習会参加を促します。
- イ 就学児進路指導の一環として学校教育関係者による保護者勉強会や特別支援学校、特別支援学級等の学校見学を実施するとともに、発達教育センターの就学相談会を案内し、相談会の資料を作成して提供します。
- ウ 3歳未満児進路支援として、福岡市の幼稚園、保育園、単独通園等の情報を保護者勉強会で伝えます。
- エ 一般市民や利用者に対して、ホームページを活用した情報提供を行い、依頼に応じて、福岡市の障がい児療育の現状と地域療育センターの役割等についての説明や施設見学を行います。
- オ 受付窓口では、福岡市の各種福祉情報のチラシ、パンフレット等を用意します。

	令和2年度見込み
保護者学習会	80回 640人対応
学校見学	3校 3回
就学相談会資料作成	190件
施設見学受入	10件 150人対応

6 事業団のネットワークを活かした専門的なサービス

- ア 当施設の水泳指導は、基本的にセンターの職員が行いますが、必要に応じて障がい者スポーツセンターに指導員の派遣を依頼し、技術の向上に努めます。
- イ 視覚障がい児部門の職員から視機能や見え方などが気になる園児について、専門的な助言指導を得て、療育に活かしていきます。また、視機能評価などを通じて眼に関する保護者の意識を高め、視覚障がいや眼疾患の早期発見を促進します。

7 知的障がい児施設への診察相談の実施

- ア センター長（小児科医）が知的障がい児通園施設を訪問し、保護者や職員に対して、相談等に応じます。 他法人施設：ゆたか学園（平成30年度 3回）

	令和2年度見込み
知的障がい児施設への診察相談	ゆたか学園 4回

8 保健福祉センターの乳幼児健診への協力

ア 西・早良保健福祉センターで実施される乳幼児健診にセンター長が参加し、発達に気がかりな子どもの早期発見に協力します。

	令和2年度見込み
西区・早良区	計2回

9 ボランティアの育成と受け入れ

ア ボランティア講座の実施でボランティアを育成して施設に受け入れることで、地域に理解され、身近で、より利用しやすい施設を目指します。

イ ボランティアの活動は、環境整備、通園や外来療育グループの療育補助、勉強会や保護者の昼食時の母子分離時の託児、運動会やレクリエーション等の行事支援として行います。

ウ ボランティア交流会を実施し、互いの活動を知り交流する場を提供します。

	令和2年度見込み
ボランティア登録者	50人
受入実績	500件

10 障がい児相談支援

障がい児に対して日常生活全般に関する相談、地域の障がい福祉事業者等や通園施設等の情報提供、障がい児支援利用計画案の作成及び評価、訪問等による継続的なモニタリング等を行います。

	令和2年度見込み
来所相談	760件
電話相談	1,500件
訪問相談	280件
同行・引率	15件
他機関調整・情報収集	1,200件
カンファ等諸会議	310件

11 その他児童福祉法に基づく事業

児童福祉法に基づき、福岡市から保育所等訪問支援事業及び居宅訪問型児童発達支援事業を実施する事業所としての指定を受けており、事業の実施に取り組んでいきます。

12 姪浜保育所との交流

隣接する姪浜保育所との交流の充実を図ります。

3歳児～5歳児の肢体不自由児・知的障がい児を対象に、一緒に遊び、互いの施設や保育を知る機会となる交流保育を行います。また、職員同士の交流についても、それぞれの保育への参加や事例検討の研修等、内容の検討・協議を行い、実施します。

	令和2年度見込み
交流保育	7回

13 地域交流活動に関する出前講座、育児支援（きらきら広場）

幼稚園・保育所・施設等の要望に応じて研修講師として無償で出向き、職員の専門知識や経験に関係機関等に広く案内し活用してもらうことで地域の障がい福祉の向上に貢献します。

地域における育児支援として、西区在住の未就園児を対象に「きらきら広場」を実施し、（センター）遊戯室等の遊び場提供・育児相談を行ないます。

	令和2年度見込み
きらきら広場	7回 60名

14 障がい児保育に関する支援

(1) 障がい児保育訪問支援

ア 保育施設に対して、訪問支援保育士が訪問し、障がい児や個別の支援が必要な児童へのかかわり方やクラス運営等について、助言、指導、相談、園内研修を行います。また、保育施設に対する全体研修や区別研修において講演や助言を行います。

	令和2年度見込み
訪問回数	83回
支援児童数	151人
研修支援回数	18回

イ 増加する相談対応のために研修や同行支援を行い訪問支援保育士を育成します。

(2) 障がい児保育判定

中立・公平的な立場から、障がい児保育申請児の発達検査等を行い児童状況書の作成を行います。また、福岡市障がい児保育指導委員会に参加し、対象児の判定協議等を行います。

	令和2年度見込み
児童状況書作成件数	184件
指導委員会参加回数	15回

(3) 私立幼稚園障がい児支援

専任の訪問支援員が私立幼稚園を訪問し、障がい児や個別の支援が必要な児童への関わり方やクラス運営等について、助言、指導、相談、園内研修等の支援を行います。

	令和2年度見込み
訪問回数	57回
支援児童数	90人
研修支援回数	5回

15 その他

施設の維持・管理体制の強化

①日常点検

建物と設備及び遊具を常に良好に保ち事故の防止策を図るため、定期的に職員が点検を行います。さらに、週始めの日を安全点検日と定め、設備や遊具等の異常の有無を点検し、不備などを発見したときは早急に対応します。

②定期点検

機械設備については、専門業者へ委託して維持管理及び法定点検等を行います。

③その他

当センターの安全衛生推進委員会が定期的に巡回を行い、設備の保全状況や職場環境について点検を行います。

②事業計画（指定管理期間概要）

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員に医療的ケア児等コーディネータ養成研修（全課程）を受講させ、医療的ケア児に関する知識とスキルの向上を図ります。 西部フレンドフェアを開催し地域啓発を行います。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 通園系の職員主体でPステップを実施します。 訪問支援保育士の育成し、保育園、幼稚園への支援をより充実させます。 公開講座の見直しを行い、受講生のニーズに合う企画で実施します。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 姪浜保育所の職員、園児共に障がいのある子への理解を深めてもらうことを目的に、職員間では共同で課題や支援方法の協議を行ったり、園児に対しては、自由遊び以外での場を増やすなど姪浜保育所との交流を充実させます。 西部フレンドフェアを開催し地域啓発を行います。 相談支援専門員による医療的ケア児の相談支援の充実を図るために、地域の機関とのネットワーク構築を進めます。
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の幼稚園または保育所（園）と交流保育を実施します。回数を増やして実施します。 公開講座の見直しを行い、受講生のニーズに合う企画で実施します。

(団体名： 社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団)

(施設名： 福岡市立西部療育センター)

(1) 事業実施計画

③スケジュール (年間)

	相談・診療事業	知的通園部門	肢体不自由児部門	事務管理
令和2年4月	<ul style="list-style-type: none"> LD/ADHD通級教室連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> 入園説明会 学習会、保護者会 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 入園式 ST, OT説明会 	<ul style="list-style-type: none"> 設備、機器等自主点検
5月	<ul style="list-style-type: none"> 県相談支援事業者連絡協議会総会 就学指導準備 年長児保護者学習会 	<ul style="list-style-type: none"> 学習会 水泳指導開始 個別面談 	<ul style="list-style-type: none"> 内科検診 学習会 個別面談 プール保育開始 	<ul style="list-style-type: none"> 監事監査
6月	<ul style="list-style-type: none"> 福祉制度勉強会 言葉の教室連絡会 ボランティア養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> 内科検診 保護者参観 学校・学級見学 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科検診 学校見学 保育所交流 	<ul style="list-style-type: none"> 指導監査
7月	<ul style="list-style-type: none"> 保護者学習会 進路・福祉制度勉強会 療育訓練見学会 	<ul style="list-style-type: none"> 学習会 屋外プール開始 きょうだい児体験保育 保育所交流 	<ul style="list-style-type: none"> クラス懇談会 きょうだい児体験保育 学習会 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 療育訓練見学会 発達障がいミニ講座 肢体不自由勉強会 	<ul style="list-style-type: none"> 就学相談会 夏休み 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み (10~20日) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 公開講座 療育訓練見学会 	<ul style="list-style-type: none"> 施設見学、進路面談 学習会 消防訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 前期面談 消防訓練 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 西区保健福祉センターとの連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会 秋の遠足 学習会 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会 秋の遠足 保育所交流 	
11月		<ul style="list-style-type: none"> 学習会 日曜参観 	<ul style="list-style-type: none"> 日曜参観 クラス交流会 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> クリスマス会 学習会 	<ul style="list-style-type: none"> クリスマス会 バス散歩 保育所交流 	
令和3年1月	<ul style="list-style-type: none"> 早良区保健福祉センターとの連絡会 福祉制度勉強会 	<ul style="list-style-type: none"> 学習会 保育所交流 	<ul style="list-style-type: none"> 学習会 クラス懇談 	
2月		<ul style="list-style-type: none"> 学習会 園長懇談 	<ul style="list-style-type: none"> クラス懇談 個別面談 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 就学児引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 継続児オリエンテーション 消防訓練 卒園式 	<ul style="list-style-type: none"> 継続児オリエンテーション 消防訓練 卒園式 	<ul style="list-style-type: none"> 2年度決算 保守点検等契約

1日のスケジュール（児童発達支援）

○ 親子通園部門

- 10:00 登園・朝の準備・自由あそび
朝の集まり（歌・名前よび・遊戯）
おやつ（水分補給）
- 10:50 設定あそび
（運動・親子あそび・感触・制作等）
園庭あそび
- 12:00 給食
- 12:40 午睡または自由あそび（親子分離）
- 13:40 帰りのあつまり
- 14:00 降園

○ 単独通園部門

- 9:00 バス発
- 10:00 バス着・登園・朝の準備・更衣
朝の集まり（歌・名前よび・遊戯）
園庭あそび
設定あそび
（言語・対人・社会性・リズム等）
- 12:00 給食
- 13:00 園庭・室内あそび

- 14:20 更衣・排泄
- 14:40 帰りのあつまり
- 15:00 バス発
- 16:00 バス着

(2) 連携

①他の民間事業所への支援

■西部療育センターでの取組み

当法人では、心身障がい福祉センターや療育センター等を運営しており、それらの事業所での勤務経験と蓄積された専門性を活かし、主に以下の取組みを行っています。

ア. 幼稚園・保育所(園)等訪問支援

障がい児保育訪問支援事業などに専任職員を配置しており 幼稚園や保育所(園)等で障がいのある園児の発達や日常生活に関わる様々な助言や支援を行います。また、園内研修を行い幼稚園、保育園での発達障がいの支援についての理解を深めます。必要に応じて保護者面談も行います。30年度は、幼稚園延べ57件、90名、保育所(園)延べ83件、149名の支援を行いました。園内研修は延べ12件行いました。

イ. 保育所等訪問支援事業

児童福祉法に基づき、福岡市から指定を受けた事業所として「保育所等訪問支援事業」を実施し、保育所や幼稚園等への助言や支援を行います。

本事業の実施にあたっては、療育を土台とした、コーディネート力やプレゼンテーション力など新たな専門性が求められます。訪問支援保育士と共に兼任で訪問支援を行い計画的に職員の育成に努めていきます。

ウ. 障がい児保育研修(体験実習)

福岡市の障がい児保育の推進・充実を図るために、通園施設体験実習を受け入れ、障がい児への支援に役立てていただきます。

エ. 小児科医師による診察会

民間の児童発達支援センターの5歳児の保護者が就学先を検討する際の参考とすることができるよう、小児科医師による診察会を行い、最新の診断に関する情報を保護者へ提供します。

オ. 公開講座【自主事業として実施予定】

西区・早良区の幼稚園、保育所(園)の職員を対象に、隔年で公開講座を開催し知的障がい・発達障がい児とその支援方法について理解を促すとともに、支援施設としての当センターを周知してもらう機会としています。

30年度は、48園から48人の参加があり、アンケート結果でも好評を得ています。

■西部療育センターを含む法人としての取組み

当法人では、心身障がい福祉センターや東部療育センター等との連携のもと、法人が持つスケールメリットを活かし、主に以下の取組みを行っています。

ア. あいあいセミナー

当法人の持つ高い専門性を活かし、幼児教育・保育に携わる保育者を対象に子どもの発達や障がいについての理解と啓発を行うために公開講座を実施しています。平成11年度から開始し、21回目を迎えた平成30年度は、西部療育センターからも講師やスタッフとして参加し、福岡市内外から201人の参加がありました。

イ. 福岡市私立幼稚園連盟「統合保育研修会」研修講師

福岡市私立幼稚園連盟が主催する「統合保育研修会」で、西部療育センター職員が「発達障がい」の様々なテーマについて講師を務めました。5年間に7回担当しています。

(団体名： 福岡市社会福祉事業団)
 (施設名： 福岡市立西部療育センター)

(2) 連携

②管理支援体制

1. 事業団の組織体制について

事務局、心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センターの4部、10課の組織体制になっています。

2. 支援管理体制

(1) 事業

- ア 小児科の診察については、事業団他施設の医師が一部を担当し、診察の効率性を高めるとともに、診察基準の統一を図っています。
- イ 事業団の児童発達支援センター、知的障がい親子通園、知的障がい単独通園、肢体不自由通園、言語聴覚士所属施設、相談支援、児童発達支援センターの利用調整の各分野において、管理監督者や担当職員による情報共有、協議の場を設け、地域間におけるサービスの平準化等を図っています。

(2) 苦情解決

利用者の苦情への対応については、施設において受付窓口、解決責任者をおくとともに、法人本部にも受付窓口を設け、法人の調整により外部のサービス相談員を委嘱しています。

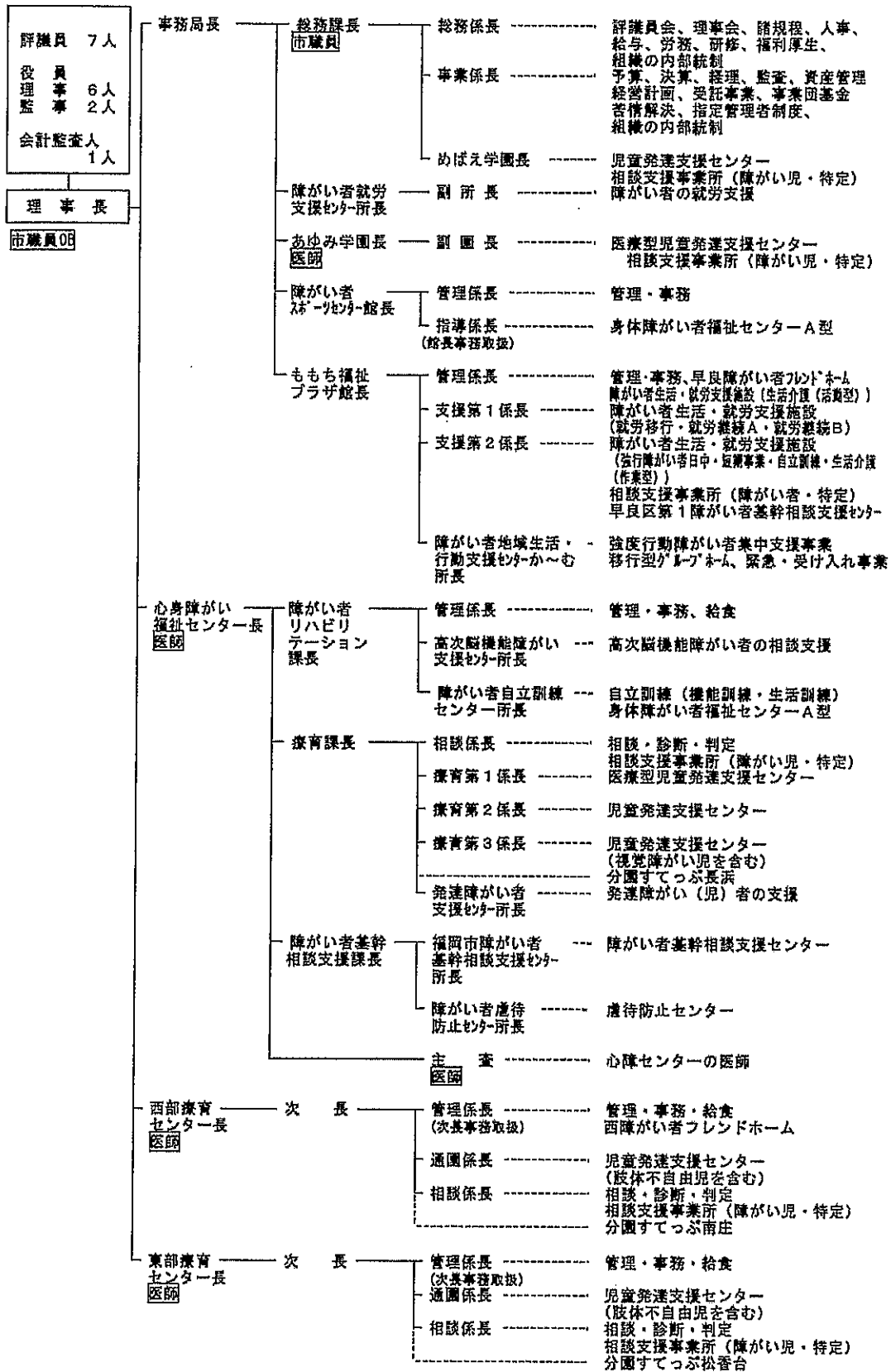
(3) 人材育成と確保

- ア 法人として職員の研修体系を設け、階層別の研修や専門研修を実施しています。また、各施設で企画、実施する人権研修、接遇研修をはじめとする職場研修の調整等を行っています。
- イ 法人が職場説明会の開催やホームページの管理、就活サイトの調整等を行い、職員、嘱託員の確保についてのサポートを行っています。

(4) 事務・管理

法人での契約による効率的な予算執行や、給与等支給の一括管理等、事務管理全般について、法人本部が施設をサポートしています。

令和元年度 福岡市社会福祉事業団組織図



(団体名： 社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団)

(施設名： 福岡市立西部療育センター)

(3) 従事者

①従事者の採用、配置及び勤務体制-1

<職員の採用について>

○ 現在確保している職員数 人

○ 新規採用の予定者数 人

○ 新規採用の場合、その採用方法

正規職員の場合：公募。市政だよりへの掲載やハローワークに登録し、法人のホームページを活用している。併せて、就職情報サイトを活用し、広く周知を図るとともに、事業団の業務に対する具体的なイメージを持ってもらうことを目的に、事業団施設の見学会や先輩職員との座談会を実施している。試験は筆記試験、面接試験等を実施。
 嘱託員等の場合：ハローワークの登録や、本部及び西部療育センターのホームページや就職情報サイトを活用し、広く周知を図っている。試験は筆記試験、面接試験等を実施。

<職員配置>

区分	配置数 (人)	最低基準 (人)	
管理者 (医師)	1	1 以上	
次長	1	必要に応じて	
係長	2	必要に応じて	
児童発達支援管理責任者(係長が兼務)	1	3 以上	
事務員	2	1 以上	
相談支援専門員	3	1 以上	
訪問支援員	1	1 以上	
発達相談員	5	1 以上	
ケースワーカー	1	1 以上	
児童指導員	5	22名 以上	
保育士	21		うち1名以上
言語聴覚士	2		うち1名以上
作業療法士	2		1名以上
理学療法士	2		1名以上
看護師	2	1 以上	
栄養士	1	1 以上	
調理業務員	2	1 以上	
嘱託医	8		
合計	61	34 以上	

<従事者の採用、配置にかかるアピール等>

・ハローワークへの登録、法人本部及び西部療育センターホームページ、就職情報サイトの活用等を行い、人材確保に努めている。

①従事者の採用、配置及び勤務体制-2

<勤務体制>

区分	確保済	採用予定	正職/嘱託/臨職	常勤/非常勤	専従/兼務	経歴、資格等
管理者(医師)		1	正職	常勤	専従	詳細は別紙のとおり
次長		1	正職	常勤	専従	障がい施設経験年数39年
相談係長		1	正職	常勤	専従	障がい施設経験年数32年
児童発達支援責任者		1	正職	常勤	兼務	詳細は別紙のとおり
事務員①		1	正職	常勤	専従	
事務員②		1	嘱託	常勤	専従	
相談支援専門員①		1	正職	常勤	専従	障がい児の相談経験10年以上
相談支援専門員②		1	正職	常勤	専従	障がい児の相談経験5年以上
相談支援専門員③		1	正職	常勤	専従	障がい児の相談経験1年以上
訪問支援員①		1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験年37年以上
訪問支援員②						作業療法士①が兼務
発達相談員①		1	正職	常勤	専従	障がい児の相談経験27年以上
発達相談員②		1	正職	常勤	専従	障がい児の相談経験21年以上
発達相談員③		1	嘱託	常勤	専従	障がい児の相談経験5年以上
発達相談員④		1	嘱託	常勤	専従	障がい児の相談経験2年以上
発達相談員⑥		1	嘱託	常勤	専従	障がい児の相談経験2年以上
ケースワーカー		1	嘱託	常勤	専従	障がい児の相談経験2年以上
児童指導員①		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年25年以上
児童指導員②		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年19年以上
児童指導員③		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年11年以上
児童指導員④		1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験年1年
児童指導員⑤		1	嘱託	常勤	専従	障がい児の相談経験1年以上
保育士①		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年18年以上
保育士②		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年27年以上
保育士③		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年4年以上
保育士④		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年4年以上
保育士⑤		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年8年以上
保育士⑥		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年7年以上
保育士⑦		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年2年以上
保育士⑧		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年5年以上
保育士⑨		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年1年以上
保育士⑩		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年9年以上
保育士⑪		1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年7年以上
保育士⑫		1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験年9年以上
保育士⑬		1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験年5年以上
保育士⑭		1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験年7年以上
保育士⑮		1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験年4年以上
保育士⑯		1	嘱託	常勤	専従	障がい児の相談経験7年以上
保育士⑰		1	嘱託	常勤	専従	障がい児関係施設経験年4年以上
保育士⑱		1	正職	常勤	専従	採用(事業団内部の異動含む)
保育士⑳		1	正職	常勤	専従	採用(事業団内部の異動含む)
保育士㉑		1	正職	常勤	専従	採用(事業団内部の異動含む)
言語聴覚士①		1	正職	常勤	専従	障がい児の相談経験21年以上
言語聴覚士②		1	正職	常勤	専従	障がい児の相談経験1年末満
作業療法士①		1	正職	常勤	兼務	訪問支援員兼務、障がい児の相談経験35年以上
作業療法士②		1	正職	常勤	専従	障がい児の相談経験4年以上
理学療法士①		1	正職	常勤	専従	障がい児の相談経験32年以上
理学療法士②		1	正職	常勤	専従	障がい児の相談経験3年以上
看護師		2	嘱託	常勤	専従	小児看護の経験あり
栄養士		1	嘱託	常勤	専従	栄養士、調理師免許
調理業務員		2	嘱託	常勤	専従	調理師免許
嘱託医①		1	嘱託	非常勤		小児科医師
嘱託医②		1	嘱託	非常勤		小児科医師
嘱託医③		1	嘱託	非常勤		小児科医師
嘱託医④		1	嘱託	非常勤		小児科医師
嘱託医⑤		1	嘱託	非常勤		児童神経科医師
嘱託医⑥		1	嘱託	非常勤		児童神経科医師
嘱託医⑦		1	嘱託	非常勤		整形外科医師
嘱託医⑧		1	嘱託	非常勤		整形外科医師

(団体名：)
 (施設名：)

(3) 従事者

②管理者予定者の経歴書

ふりがな		生年	日	年	日	日
氏名	非公表					
住所						
年月～年						
資格等						
施設の運営・管理に関する研修、障がい・児童に関する研修受講歴						

(団体名：)
 (施設名：)

(3) 従事者

③児童発達支援管理責任者予定者の経歴書

ふりがな		生 年 月 日	年	日	日
氏 名	非公表				
住 所					
年 月～ 年					
資格等					
施設の運営・管理に関する研修、障がい・児童に関する研修受講歴					

(3) 従事者

④従事者の処遇

<勤務体制>

区分	雇用・労働条件 (身分, 雇用期間, 昇任制度, 報酬体系, 年休 等)
管理者 (センター長)	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準ずる
課長	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準ずる
係長	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準ずる 児童発達支援管理者を兼務する
事務員	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準ずる
相談支援専門員	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準ずる
訪問支援員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準ずる 保育士が兼務
発達相談員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準ずる
ケースワーカー	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準ずる
児童指導員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準ずる
保育士	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準ずる
言語聴覚士	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準ずる
作業療法士	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準ずる
理学療法士	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準ずる
看護師	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準ずる
栄養士	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準ずる
調理業務員	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準ずる

※兼務する職がある場合、わかるように記載してください。

(団体名： 福岡市社会福祉事業団)
 (施設名： 福岡市立西部療育センター)

(3) 従事者

⑤人材育成 (これまでの育成方針及び取組み)

事業団では平成29年6月に策定した「経営方針」に基づき、組織力の強化を図るため、今日まで培ってきた専門性の維持・継承を行い、知識と経験豊かな人材の育成と持続的確保に取り組むため、下記研修により人材育成を進めてきた。

1 研修体系

① 一般研修

「キャリアパス」に基づき、事業団職員として必要な知識を修得する研修

- 新規採用職員研修
- 階層毎研修
- 管理監督者研修

② 職場研修

各職場の課題に対応した知識及び技能の修得及び市民サービスや職員の自覚やモラルの向上を図るための研修

- 職場内専門研修
- 人権研修
- 服務研修
- 接遇研修
- 個人情報保護研修
- メンタルヘルス研修
- 新規採用職員育成研修 (チューター制度)

③ 派遣研修

研修機関等や研修会、学会等への派遣及び他の社会福祉法人等と職員の交流を行う研修

④ 選択研修

事業団職員としての必要な知識や今後求められる能力を身につけるための研修

2 その他

① 研究・実践成果発表会

事業団では、平成20年度から、各施設において研究していることや取組みの成果、今後の取り組むべき課題等を取りまとめて発表を行い、必要な専門性の獲得と維持、向上のための研鑽と対外的な福祉情報の発信などを主な目的として、「研究実践・成果発表会」を実施しています。

※本発表会は、行政や各関係機関にも参加を呼びかけており、対外的な情報発信の場にもなっています。

② 資格取得助成

福岡市社会福祉事業人材育成事業の一環として、社会福祉資格取得に係る諸経費を支給し、職員の社会福祉資格取得を促進しています。

(主な社会福祉資格：社会福祉士、精神保健福祉士等)

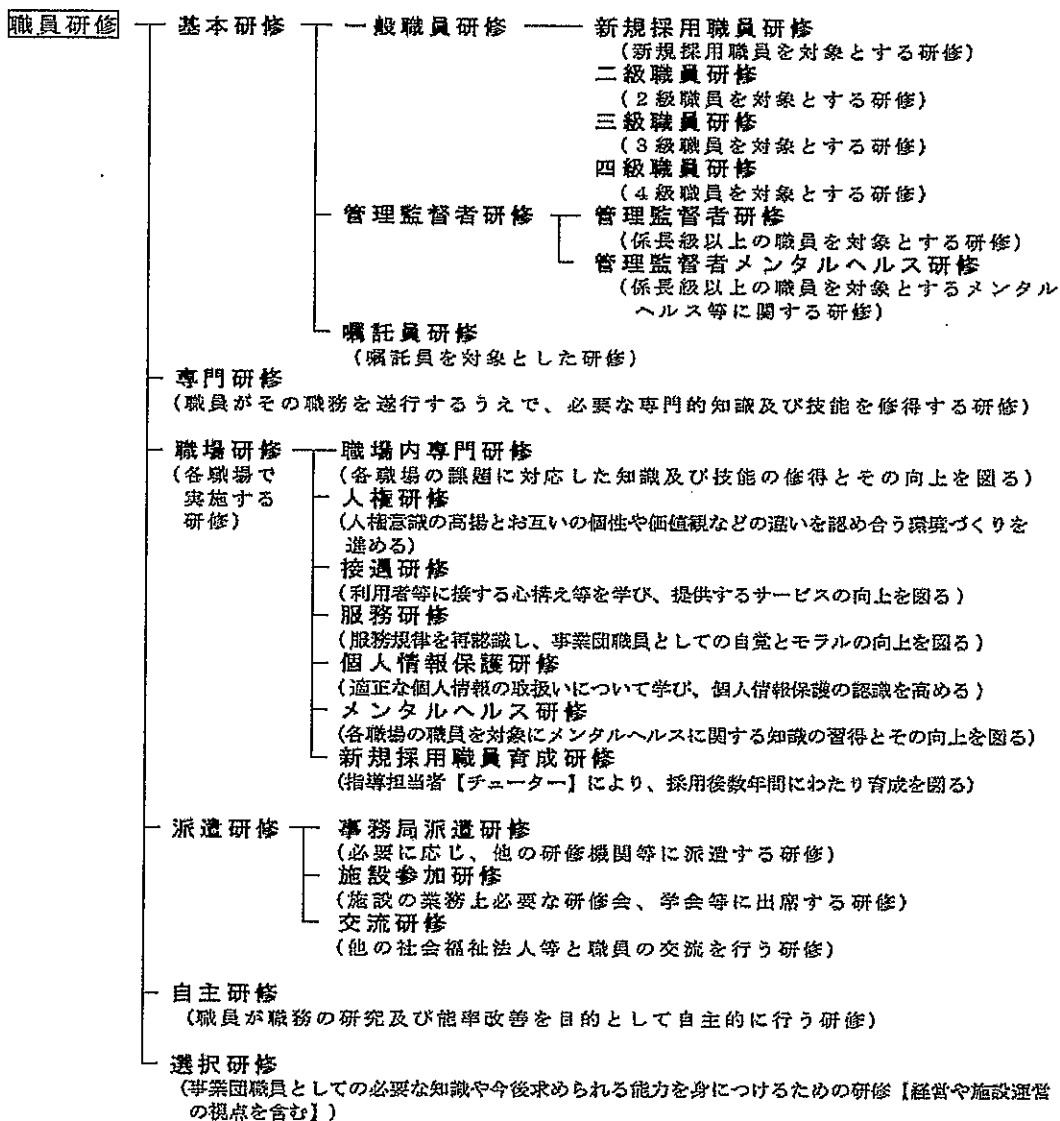
⑤人材育成（これからの育成方針及び取組み）

事業団では、今日までも、先駆的・モデル的事業の担い手として、現場での相談支援業務や療育業務、支援業務を通した「OJT」の中で多様な障がいや重複障がいに対応できる人材育成に取り組んでおり、特に保育士、相談支援専門員等については、医療職との連携・協働を通して、医療的知識に基づく対応や支援技術の向上を図ってきました。

また、障がい児・者を支援する民間事業者（保育園・幼稚園・学校・企業等）が効率的かつ円滑に事業を勧められるよう、支援者養成研修の開催、施設を訪問しての支援等を行い、民間支援ができる能力の向上を図っています。

今後は、「事業団第3次経営計画」に基づき再編した「研修体系」と新たに作成した「キャリアパス」に基づき、より体系的に人材育成に取り組むとともに、平成29年6月に策定した「経営方針」に掲げる「福岡市と一体的な障がい児・者福祉施策への取組」を推進するため、民間事業者（保育園・幼稚園・学校・企業等）への支援が可能な人材の育成にさらに取り組んでいきます。

福岡市社会福祉事業団研修体系



(4) 管理

①情報漏洩防止策、情報漏洩が発生した場合の対応

「社会福祉法人福岡市社会福祉事業団個人情報保護規程」及びその具体的な取り扱いを定めた「個人情報取扱マニュアル」に基づき、安全管理措置を講じています。

以下、「個人情報マニュアル」の一部を抜粋の上、記載します。

1 情報漏洩防止策

(1) 具体的な取扱い

①個人情報の保管

個人情報が記載された文書等は、施錠ができるキャビネット等を保管場所と定め、第三者への漏洩や盗難に合うことがないように管理を徹底すること。

②持ち出し

個人情報は、原則、施設外に持ち出さないものとするが、業務上やむを得ない場合には、「個人情報持ち出し許可申請書」に記入し、個人情報管理者（所属長等）の許可を得なければならない。返却時においても、同様の方法で、個人情報管理者の許可を得なければならない。持ち出す個人情報は、内容、量ともに必要最小限とするとともに、運搬中は、肌身離さず運搬し、車内などに放置しないこと。

③提供・配付

個人情報が記載された文書等の提供・配付等を行う場合は、内容物と配付先が確実に合致するよう複数の職員による確認（ダブルチェック）を徹底すること。

④処分・廃棄

保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は、速やかに廃棄するものとする。

(2) 教育

①注意喚起

全職員の個人情報取扱業務に対する意識の向上を図ることを目的として、各施設・職場において定期的な注意喚起（毎月1回以上）を実施。

②研修の実施

各施設（所属）において、全職員に対して個人情報の取扱いの適正な実施のため、年に1回以上、研修を実施するとともに、適宜指導を行う。

2 情報漏洩発生時の対応

万一、個人情報が記載された書類、データ等の流出、紛失等の事故が生じた場合（事故が生じたのではないかとの疑いを抱いた場合を含む。）は、以下のとおり適切に対応します。

①情報漏洩を発見した者は、事故の概要について、速やかに個人情報管理者（所属長等）へ報告

②個人情報管理者は、報告を受けた情報漏洩について、事実確認、調査等を行い、事務局に事故の概要（以下のア～ウの点）について報告し、対応策を協議するとともに、事故への対応策等（以下のエ及びオの点）を整理すること。

ア 事故が生じた（または生じたと考えられる）時期

イ 事故の内容及びその原因（又は原因と考えられるもの）

また、事故が生じたと断定できない場合は、その事故の可能性の程度

ウ 事故の規模

（ア）事故により個人情報が流出したことが確認できた者及び確認はできないがその可能性が否定できない者（以下「本人」という。）の人数、範囲等

(イ) 事故により流出した個人情報の項目及びその重要度

- ・氏名、住所、性別等の基本的な（個人識別のための）情報
- ・思想、病歴等の一般にプライバシーに属すると考えられる情報
- ・財産、銀行の口座番号等の情報で架空請求等の犯罪に悪用されるおそれがあるものなど

エ 事故への対応策

- (ア) 流出した個人情報の捜索、回収等の方針
- (イ) 犯罪性が認められる場合は、被害届の提出及び告訴の判断
- (ウ) 本人への対応
- (エ) 福岡市への報告
- (オ) 事故についての公表等

オ 個人情報の管理体制の見直し及び再発防止策等

- ③本人への通知については、事故の謝罪と二次被害を防止するための注意喚起を行う。
- ④個人情報管理責任者は、個人情報の流失等の事故が発生した場合、速やかに福岡市所管課に必要な報告を行うこと。

(参考)

事業団において策定した「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

1 個人情報保護方針

- (1) 個人情報の取得、利用・提供にあたっては目的を明示し、必要な範囲に限定して、適法かつ公平な手段により行います。
- (2) 以下の場合を除き、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供・開示することはありません。
 - ①法令または条例に定めがあるとき。
 - ②人の生命、身体または財産の安全等を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) すべての職員が、個人情報保護の重要性を理解し適切に取り扱うよう指導するとともに、委託先やボランティア・実習生にも周知徹底します。
- (4) 個人情報の適切な保護・管理を行うとともに、不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩などが生じない安全対策を実施します。
- (5) 個人情報について、本人の申し出があった場合、法令・条例等の定めに従って開示・訂正・利用停止・消去等を行います。

(4) 管理

②ご意見への対応体制，方針

1 ご意見への具体的対応

ご利用の皆様が安心・安全に療育等に通えることを目的に、保護者等からのご意見を伺う機会を以下のとおり確保しています。

①利用者アンケートの実施

年1回利用者アンケートを実施するとともに、施設における自己評価（児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価も含む）を行い、利用者の意見を踏まえ、取組みを実施しています。

②園長懇談の実施

親子通園は各クラス年4回、単独通園は年1回園長懇談を実施し、園に関するご意見や保護者の思い等を把握する機会を設け、ご質問や不明点については、速やかに回答・対応できるように取り組んでいます。

また、誕生会後に園長と保護者の茶話会を年6回開催します。

③その他

利用者に対して、苦情申し出方法をポスターにより周知しています。必要であれば、点字やふりがなの付記など障がい特性等にも配慮しています。

園行事（入園式、卒園式、運動会）の際に、苦情解決システムの第3者委員であるサービス相談員を利用者へ紹介しています。

また、保護者が意見を出しやすいように意見箱を2階に設置しています。

2 苦情解決に関する方針

社会福祉法人福岡市社会福祉事業団(以下、「事業団」という。)に関するお客様からの苦情を適切に解決し、お客様の信頼と安心を高めることを目的として「苦情解決の仕組みに関する要綱」を定めています。

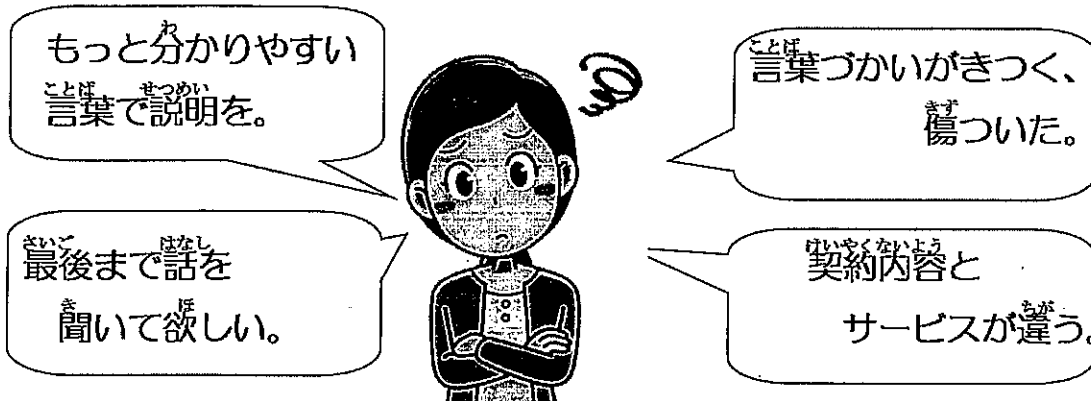
(お客様の意見を傾聴する義務) ※「苦情解決の仕組みに関する要綱」から抜粋
第2条 事業団の職員は、お客さまからの意見を傾聴するとともにこれを尊重し、お客様の尊厳の保持及びサービスの質の向上に努めなければならない。

区 分	苦情の範囲 (対象)	担当者
苦情解決責任者	事務局・事業団全般	事務局総務課長
	西部療育センター	センター長
苦情受付担当者	事務局	総務課事業係長
	西部療育センター	次長・通園係長・相談係長
サービス相談員	全般	民生委員・児童委員

※苦情解決の仕組みに関するサービスの向上を図るため、第三者委員であるサービス相談員を含むサービス向上委員会を設け、年1回苦情解決に係わる事例検討及び情報交換を行い、施設運営の透明性の確保に努めています。

〔参考：西部療育センター館内掲示資料〕

施設のこと、サービスのこと。。。



大切にします。あなたのご意見。

●ご利用のみなさまが気軽に相談できるよう、西部療育センターに窓口を準備しています。

＜受付する人＞

通園について … (通園係長)

外来・相談支援について … (相談係長)

フレンドホーム、その他について … (次長)

＜解決する人＞ … (センター長)

●西部療育センターのほか、次の2つの窓口でも相談を受け付けています。

① 福岡市社会福祉事業団事務局の窓口 事業係長

TEL 731-3711 FAX 731-3722

② サービス相談員 (民生委員) による相談窓口 サービス相談員

※サービス相談員の受付時間は、月～金曜日の10～12時です。

不在の場合は、留守番電話で対応します。

◎相談は無料です。

◎プライバシーは固く守ります。

ふくおかししゃかいふくしじぎょうだん

福岡市社会福祉事業団 西部療育センター

TEL 883-7161 FAX 883-7163

(4) 管理

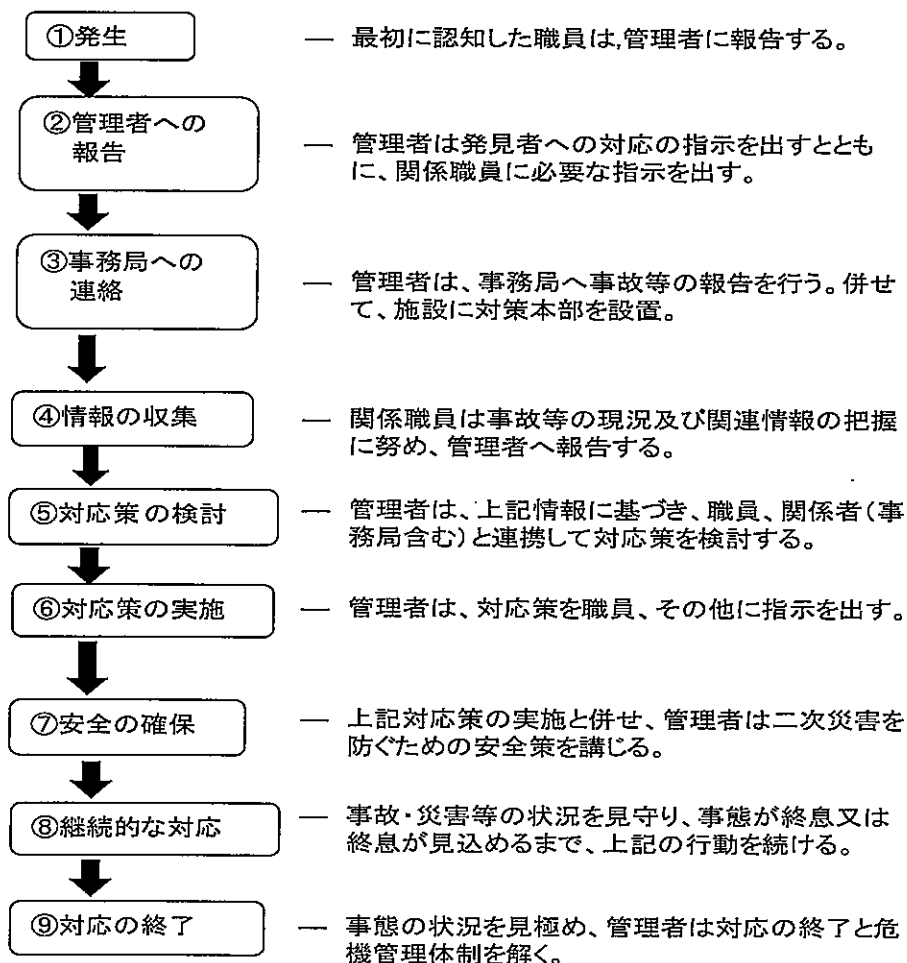
③事故、災害時のマニュアル

- 近年の社会的背景や社会福祉施設の特徴を鑑み、また、火災以外の災害・感染症などへの管理体制の確立の必要性から、各種の自然災害や事件・事故、疾病・不審者への対応などに備えた「危機管理マニュアル」策定し、定期的に訓練を行います。

1. 災害事故防止に対する方針

- (1) 毎年度始め及び職員の異動時は対応や役割分担についての確認をする他、日常からの安全対策に努めます。
- (2) 毎月1回、様々なパターンを設定し、迅速な対応ができるよう訓練を行います。
- (3) 親子通園部門については保護者も含めての避難訓練を行い、迅速に対応できるようにします。

2. 事故・災害時の対応の流れ



3 危機管理マニュアル

平成16年2月に策定した福岡市社会福祉事業団危機管理マニュアル及び施設独自のマニュアルに基づき対応します。

◆参考【危機管理マニュアル 目次】

- 1 緊急連絡網の整備
- 2 危機管理対策本部組織の設置
- 3 危機管理対策本部の組織内容
- 4 事件・事故等の発生及び対応の流れ
- 5 侵入者の対応
- 6 爆破テロへの対応
- 7 火災・地震等への対応
- 8 台風、積雪、大雨、洪水等への対応
- 9 感染症等への対応
- 10 報道機関への対応
- 11 施設等における危機管理体制の行動要領
- 12 事務局における危機管理体制の行動要領
- 13 事務局における危機管理体制の組織図
- 14 事務局における事件・事故等への対応の流れ
- 15 全施設等を対象とする危機管理体制
- 16 職員に関する事故等について

4 事故報告書の提出等について

- ・事故、災害等に関する第一報については、すみやかに事務局及び所管課へ報告するとともに、「事故報告書」を提出します。
- ・事故等については、再発防止策を検討するのみならず、同一の事故が起きないよう、関連施設間で情報共有を行います。
(例：事業団施設長等が集まる施設合同会議及び通園施設長等が集まる通園施設長会での情報共有及び意見交換等を実施。)

5 その他

西部療育センターは、地震や風水害などの大規模災害発生時等に要援護者を受け入れる福祉避難所として福岡市と協定を締結しています。福岡市から要請があった場合、福祉避難所を開設し、可能な範囲で要援護者を受け入れることとしています。